

津市死亡獣等焼却処理場の管理に関する要綱

平成26年12月26日訓第136号

(趣旨)

第1条 この要綱は、死亡獣等焼却処理場（以下「処理場」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「死亡獣等」とは、道路上その他公共施設内等において死亡した獣、鳥その他の動物の死骸であって、その所有者又は管理者がなく、又は明らかでないものをいう。

(名称及び位置)

第3条 処理場の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 津市死亡獣等焼却処理場
- (2) 位置 津市白山町南家城2503番地1

(休業日)

第4条 処理場の休業日は、1月1日とする。ただし、市長が処理場の管理上特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(利用時間)

第5条 処理場の利用時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長が処理場の管理上特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用者の範囲)

第6条 処理場へ死亡獣等を搬入し、処理場を利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 国及び三重県
- (2) 中日本高速道路株式会社
- (3) その他市長が必要と認める者

(利用の申請)

第7条 処理場へ死亡獣等を搬入し、処理場を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ市長に当該利用の申請をし、その承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、当該利用に関し条件を付することができる。

(費用の負担)

第8条 利用者は、死亡獣等の焼却に要する費用について負担するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成27年1月1日から施行する。